

政府調達手続に関する運用指針等について

平成 26 年 3 月 31 日
関係省庁申合せ
令和元年 12 月 23 日
一部改正

1. 2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正議定書」という。）により 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定が改正されるのに伴い、下表のとおり、別紙 1 から別紙 6 までを定める。

別紙 1	政府調達手続に関する運用指針
別紙 2	スーパーコンピューター導入手続
別紙 3	非研究開発衛星の調達手続
別紙 4	日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置
別紙 5	日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置
別紙 6	日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置

2. これに伴い、アクション・プログラム実行推進委員会（昭和 60 年 7 月 30 日政府・与党対外経済対策推進本部決定）及びアクション・プログラム実行推進委員会（平成 5 年 8 月 13 日閣議決定。平成 24 年 12 月 7 日廃止）（以下これらを「委員会」という。）が決定した以下の事項については、効力を失うものとする。

- ・スーパーコンピューター導入手続（改正）（平成 2 年 4 月 19 日委員会決定〔最終改正 平成 17 年 4 月 25 日委員会決定〕）
- ・非研究開発衛星の調達手続（平成 2 年 6 月 14 日委員会決定）
- ・政府調達に関する申合せ（平成 3 年 11 月 19 日委員会決定）
- ・日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置（平成 4 年 1 月 20 日委員会決定）
- ・政府調達に関するアクション・プログラム（平成 6 年 2 月 3 日委員会決定）
- ・物品に係る政府調達手続について（運用指針）（平成 6 年 3 月 28 日委員会決定）
- ・日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置（平成 6 年 3 月 28 日委員会決定）
- ・日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置（平成 6 年 3 月 28 日委員会決定）
- ・「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」に関する運用指針（平成 6 年 10 月 7 日委員会決定）
- ・「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」に関する運用指針（平成 6 年 10 月 7 日委員会決定）
- ・日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入（平

成 7 年 3 月 27 日委員会決定)

- ・ 政府調達（サービス分野）に関する申合せ（平成 7 年 12 月 11 日委員会決定）

附 則

本申合せは、改正議定書が我が国について効力を生ずる日から実施する。ただし、上記 1. の申合せは、その実施の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。